

各種団体からの東京都予算に対するヒアリング（令和3年11月11日）

（Web会議形式により実施。東京都生活衛生同業組合連合会と接続）

○武市副知事 東京都副知事の武市でございます。私どもの映像、音声、皆様のほうに届いておりますでしょうか。

○東京都生活衛生同業組合連合会 届いております。

○武市副知事 ありがとうございます。

それでは、これより東京都生活衛生同業組合連合会の皆様との団体要望ヒアリングを始めさせていただきます。

このヒアリング、団体の皆様から直接ご意見を伺いまして、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために毎年実施をさせていただいているものでございます。連合会の皆様には日頃より当局の施策にご理解、ご協力を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

生活衛生業は、住民生活にいずれも不可欠でありまして、安全で衛生的、良質なサービス、商品の提供などに向けました皆様の日々の活動に敬意を表するものでございます。また、コロナ禍の影響をそれぞれの業界で受けているかと思えます。厳しい経営環境の中で感染拡大の防止にご協力をいただきながら活動を継続されていること、改めて御礼を申し上げます。

本日、限られた時間でありますけれども、都民生活の最前線で日々活動されている皆様方のご意見、ご要望を直接お伺いしたいというふうに考えております。

それでは、三田理事長、よろしく願いいたします。

○東京都生活衛生営業指導センター（三田理事長） 東京都生活衛生営業指導センター理事長の三田でございます。本来でございますれば東京都生活衛生同業組合連合会、都生連会長の伊澤が対応させていただくところでございますが、所用でどうしても出席することができませんので、私に対応させていただきます。よろしく願い申し上げます。

本日は、令和4年度東京都予算編成に対する要望の機会を設けていただきましたことを厚く御礼申し上げます。また、東京都様には、日頃より様々な形でご支援いただいておりますことを、この場をお借りして併せて感謝申し上げます。

都生連は、傘下に16の飲食サービスから環境サービスまで都民生活に身近で多様な生衛組合でございます。各組合が相互に、また、東京都生活衛生営業指導センターと連携して都内生衛業の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準担保のために活動しております。新型コロナウイルス感染拡大がようやく9月末をもって4度目の緊急事態宣言が全国一斉に解除され、10月24日をもって都のリバウンド防止措置も終了し、落ち着きを見せております。しかし、第六波が懸念され、引き続き感染防止対策は欠くことができない状況にあり、新型コロナ感染拡大に対し、東京都において様々な支援を頂いておりますが、小規模事業者が多数を占める私ども生衛業界はこれまで長期にわたり深刻な打撃を被っており、第六波が懸念される中、営業継続への危機感が一層増大しております。そうした状況下におい

て本日要望させていただく項目は、生衛業を取り巻く様々な制度に対する改善を通して私ども業界の振興と衛生水準の向上を図るとともに、都民サービスの向上にもつながるものと考えております。私ども生衛業界に対する格別のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

それでは、要望事項について説明させていただきます。

東京都生活衛生同業組合連合会として全体要望と各組合からの個別要望がありますが、全体要望のうち重点的な要望に絞って説明いたします。

要望書の1の4ページをお開きください。まず1点目は、生活衛生同業組合への加入促進の取組に対する支援のお願いでございます。

生衛法に基づく生活衛生同業組合は、衛生水準の維持向上、経営の健全化に向け組合員を指導する役割を果たしており、衛生水準の確保に大きく寄与しております。また、新型コロナウイルス感染拡大に対し国や都の指導に従い、営業自粛、感染防止などを遵守しているほか、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインに従い適切に事業を行っており、感染拡大防止を含めた衛生管理に最大限の努力をしております。一方、組合に加入しない生衛業者が増加し、組合員も年々減少しております。生衛組合の役割、活動等をご理解いただき、保健所において営業許可申請など様々な機会を捉え、加入のメリットなど生衛組合に関する情報提供を積極的に行うなど、これまで以上の連携、協力をよろしく願います。

次に、5ページをお願いいたします。2点目は、新型コロナとの長期にわたる闘いになることを見据え、生衛業が安心して営業が継続できますよう、生衛業に対してアフターコロナを含めた適時適切な支援策を期限を切ることなく継続して実施されることを要望いたします。

具体的には、1、感染拡大防止協力金等について、事業規模に応じて売上減少に対する十分な補填ができます支給を、より一層スピード感を持った速やかな対応をお願いしたいということでございます。

次に、6ページをお開きくださいませ。2、国及び都からの営業自粛や酒類提供禁止等の要請の遵守について、第六波が懸念される中、要請の指示に真摯に取り組む店舗がばかを見ないよう、公平性が担保される施策を展開されることを要望いたします。

3、アフターコロナを見据えて、甚大な影響を受け疲弊した生衛業者に対し、昨年来頓挫しているG o T oキャンペーンの趣旨を踏まえた再建キャンペーンの実施をぜひ願います。

次に、7ページをお願いいたします。3点目は、東京都受動喫煙防止条例への対応です。

小規模な店舗では、喫煙所をつくる際、スペースの確保や投資コスト、資金繰りの問題で喫煙室をつくることに苦慮しております。今後も生活環境整備のための補助金制度として継続していただくとともに、申請要件の緩和や手続を簡易にしてくださいようお願い申し上げます。

以上が都生連全体としての要望課題でございます。

次に、そして、8ページ以降に各組合の個別要望事項をつけております。どうぞ、これも切実な要望なので、よろしく願いいたします。そして都生連と協力、連携して事業を行っている公益財団法人東京都生活衛生営業指導センターについても引き続き支援をいただきますように、最後に要望11としてつけました。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○武市副知事 どうもありがとうございます。全体として要望11までいただきました。その中で全体要望について絞ってお話をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、所管する副知事、局長のほうから順次ご回答させていただきます。

○黒沼副知事 それでは、福祉保健関係を所管いたします副知事の黒沼でございます。よろしく願いいたします。

要望の1でございますが、貴組合への加入を促進するための取組の支援に関してのご要望がございました。

東京都では、関係団体の皆様や保健所等とも連携をしながら生活衛生同業組合の衛生水準の向上、振興施策等を進めておりまして、今後とも皆様と協力して取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、ご要望の2の（2）国及び東京都からの営業自粛や酒類提供禁止等の要請の遵守についてのご要望を承りました。

これまでの緊急事態措置等の期間におきましては、都内12万店舗ございます飲食店等のうち、9月の末の時点で約96%の店舗に営業時間の短縮等に応じていただくなど、長きにわたるご協力に心から感謝を申し上げます。

一方で、お話もございました時短等の要請に応じていただけない店舗等が一定数あったため、都としては、特措法に基づきまして個別要請や命令を行うほか、職員が主要繁華街の飲食店等を直接訪問し、要請に応じるよう働きかけてまいりました。現在、状況は落ち着いておりますが、こうした状況下でも総務局を中心として非認証店の皆様に対しては引き続き粘り強く働きかけを行っているところでございます。今後も、感染状況が悪化し、営業時間の短縮等の要請を行うような場合になりました場合は、特措法に基づいて適切に対応していきたいと考えております。

続きまして、ご要望の3の（1）でございます。受動喫煙防止条例の補助金関連の補助金継続についてのご要望がございました。

東京都では、2020大会に向けまして飲食店等が行う受動喫煙防止対策の支援に取り組んできており、今後は、コロナ禍により厳しい経営環境に置かれている飲食店の状況を踏まえて検討してまいります。今後とも、受動喫煙防止条例及び健康増進法の趣旨等について都民の正しい理解を一層促進するため、区市町村や関係機関等と連携を図りながら普及啓発を進めてまいります。

続きまして、3の（2）条例施行前後の調査についてでございます。

都内の飲食店における受動喫煙防止対策の取組状況の把握は必要であると考えてございます。令和元年度及び令和2年度、飲食店向けの及び都民向けの調査を実施したところでございますが、令和3年度についても現在調査を進めているところでございます。これらの結果を踏まえつつ受動喫煙対策に取り組んでまいります。

続きまして、同じく項番3の（3）公共利用できる喫煙所、公衆喫煙所の整備についてでございます。

令和2年4月の受動喫煙防止条例の施行に向けまして、平成30年度から公衆喫煙所の設置等に取り組む区市町村への補助を行ってきておりますが、令和2年度でこちらは終了予定でございましたが、2020大会の延期に伴いまして大会開催までの間、補助を継続しております。また、区市町村が公衆喫煙所の整備に向けて都有地の活用を検討する場合、ご相談を頂くようお願いをしております。今後とも、区市町村に対しまして地域の実情に応じた対応を行うよう働きかけてまいります。

○武市副知事 それでは、続きまして、私のほうから2点ご回答させていただきます。

まず1つ目が、感染拡大防止協力金についてでございます。

これまで営業時間短縮等の要請におきましては、飲食店をはじめまして多くの事業者の皆様にご協力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。この感染拡大防止協力金につきましては、本年4月からは、飲食店の各店舗に一律に金額を支給する方法から店舗ごとの売上高や売上高の減少額を基準として支給する方法に切り替えるなど、これまで幾つかの見直しも行いながら事業者の経営状況を踏まえた支援を行っているつもりでございます。

また、協力金を速やかに支給できるよう、審査体制の拡充や提出書類の簡素化なども図ってきたところでございます。今後も、事業者の皆様の声に耳を傾けまして、不断の改善を積み重ねることによってさらなる支給の迅速化につなげていきたいと考えております。

2点目が、再建キャンペーンの実施についてのご要望でございます。

こちら、国のG o T oトラベルに引き続きまして都は昨年10月から、都内観光産業と都民の観光案内への支援といたしまして「もっとT o k y o」を実施しておりました。昨年11月に感染が拡大したことから一旦停止としておりますが、今後も経済活動と感染防止との両立を図る観点から適切な支援を行っていききたいと、このように考えております。

では、次は、担当局長のほうからご回答させていただきます。

○健康危機管理担当局長 健康危機管理担当局長の佐藤智秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

要望書4ページにございました生活衛生同業組合への加入を促進するための取組に対する支援について、私からお答えさせていただきます。

保健所等におきまして、東京都生活衛生営業指導センターで作成をされました生活衛生同業組合への加入メリットや各組合の連絡先が記載されたリーフレットを配布するなど、引き続き組合加入促進の取組を支援するため、機会を捉えまして未加入事業者に対しまし

で積極的に情報提供してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○武市副知事 頂いたご要望に対する私どものほうからの回答は以上でございます。

そろそろ時間でございますけど、最後に皆様から何かございますでしょうか。

○東京都生活衛生営業指導センター（三田理事長） いかがでしょう。

○東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合（鈴木理事長） 私、食鳥肉販売業の鈴木でございます。納入業者です。ただいま感染拡大協力金の飲食業界における協力金を非常に多く頂いてると思いますけれども、納入業者に対する協力金の受給が非常に少ないというのが市場も含めまして皆さん不満に思っておりますので、そこら辺のところを拡大していただきますようよろしくお願いいたします。

○武市副知事 私ども、今年に入ってからでございますが、月次支援金などという形で新たな事業も実施してございます。また引き続き、いろいろ皆様の声を聞きながら様々な対応を検討していきたいと考えております。

それでは、時間も参りましたので、以上とさせていただきます。また今後とも連携させていただければと思います。どうもありがとうございました。

○東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合（鈴木理事長） ありがとうございます。失礼いたします。

（Web会議形式により実施。一般財団法人東京都遺族連合会と接続）

○武市副知事 武市でございます。私どもの映像、音声届いておりますでしょうか。

○一般財団法人東京都遺族連合会 はい。

○武市副知事 ありがとうございます。

それでは、これより東京都遺族連合会の皆様との予算要望ヒアリングを始めさせていただきます。

皆様もうご案内のところでございますが、このヒアリングは、団体の皆様から直接ご意見をお伺いいたしまして、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために毎年実施をさせていただいているものでございます。遺族連合会の皆様におかれましては、日頃より東京都の施策にご理解、ご協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

また、16万人に上ります東京都関係戦没者の慰霊、東京都戦没者霊苑の管理運営など、多大なご尽力を皆様にはいただいております。また、8月15日の追悼式、10月の南方地域戦没者追悼式、こちらの共催をいただくなど、共に活動しているというふうに認識をしております。引き続き皆様と共に平和の実現と人類繁栄への貢献に取り組んでいきたいと考えています。

本日、限られた時間ではございますが、直接日々活動されております皆様のご意見、ご要望をお伺いできればと考えております。時間も限られておりますので、それでは会長のほうからどうぞよろしくお願いいたします。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長） よろしく申し上げます。東京都遺

族連合会会長の宇田川でございます。当会の活動や事業についてご理解とご支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

小池知事が病氣療養中ということで、お見舞いにも行けず、どうかよろしくお伝えください。

では、予算要望につきまして4件申し上げます。

1つ目の東京都戦没者追悼式につきましては、本年8月の15日の東京都戦没者追悼式は、規模を縮小の中でも東京都のご尽力により安全を確保し、厳かに挙行できたことに深く感謝申し上げます。

先ほど副知事のほうからお話がありました沖縄県での東京都南方地域戦没者追悼式は、東京都福祉保健局の高橋生活福祉部長にもご参加いただき、10月22日に遺族参列の規模を縮小しながらも米須の東京之塔前にて挙行できました。また、東京都硫黄島戦没者追悼式についても今月26日に予定されており、確実に挙行されるようお願い申し上げます。

2つ目の東京都戦没者霊苑の維持管理については、本年11月から屋上防水や外壁工事、LED照明などの改修工事が着工することになり、改修工事終了後の来年の5月からは令和4年度にかけて展示室のリニューアル工事が予定されております。遺品の適切な保存と若い世代の来苑者が増加するよう、展示室のリニューアルに向けての必要な予算措置をよろしく願いいたします。

3つ目の戦没者遺族に対する特別弔慰金の支給については、国の事業であります。現在、おい、めいなど戦没者の三親等内の親族に1年以上の生計関係を有するとの受給要件となっております。しかし、戦没者の祭祀を行っている遺族の実態に合っていないのが現状でございます。このことを受給要件としないよう国への働きかけをお願い申し上げます。

4つ目の遺骨収集帰還事業の拡充強化については、戦没者の遺骨収集は国の責務であります。令和6年度までは集中実施期間になっておりますが、遺族も高齢化し、悲願である遺骨の帰還を一刻も早く実現するため、引き続き国への働きかけをお願い申し上げます。

以上、4件につきましてよろしく願い申し上げます。

○武市副知事 4点にわたるご要望、どうもありがとうございました。

それでは、所管の副知事、局長のほうからご回答させていただきます。

○黒沼副知事 所管をしております副知事の黒沼でございます。よろしく願いいたします。

それでは、追悼式の確実な挙行のご要望を賜りました。

さきの大戦において戦没をした全ての御霊を慰めるとともに関係遺族を慰謝し、平和を願う都民の強い決意を表すため追悼式を実施をしております。今後も、式典を着実に実施できるよう所要額の予算措置に努めてまいります。

続きまして、戦没者霊苑の維持管理についてご要望を賜りました。

今年度、お話にもございました遺品の展示室のリニューアルに先立ちまして、施設の老朽化対策工事を実施してございます。今後、着実に展示室等の改修工事等を行うため、所

要額の予算措置に努めてまいります。

続きまして、戦没者のご遺族に対する特別弔慰金のお話がありました。

特別弔慰金につきましては、早期に受け取りを希望されるご遺族のため、必要な予算を措置し、早期算定に取り組んでいるところでございます。

続きまして、遺骨の帰還事業の拡充強化についてのご要望も賜りました。

毎年、国に対しまして、ご遺族の希望する早期の遺骨収集に向けて十分な予算措置を講ずるよう都としても提案要求をいたしております。また、都は、硫黄島での遺骨収集に参加する都民に慰労金を支給させていただいており、引き続き所要額の予算措置に努めてまいります。

福祉保健局長からもお話をさせていただきます。

○福祉保健局長 福祉保健局長の中村でございます。私のほうからは、特別弔慰金の支給についてお話をさせていただきたいと思っております。

特別弔慰金につきましては、戦没者遺族に弔意を表すものでございます。三親等内のご親族の方々への受給につきましては、一定の要件が必要であると考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○武市副知事 私ども東京都からのご回答は以上でございます。

まだもう少しお時間ございますので、会長以外、副会長の皆様、どなたでも結構でございます。何かありましたらどうぞ、せっかくの機会でございます。よろしくお願いいたします。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長）何か皆さんのほうからございますか。

○一般財団法人東京都遺族連合会（富田副会長）いいですか、私ごとになりますけども。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長）どうぞ、どうぞ。

○一般財団法人東京都遺族連合会（富田副会長）10月22日の南方地域の追悼式、コロナ禍の中ですが挙行していただきまして、遺族として本当にありがたく思っております。ありがとうございます。

それで、戦後76年たちまして、私、個人的には、奇跡が起きまして、沖縄で戦死した父親の部隊の認識票が手元に届いたということでございまして、認識票が自宅に届いたときは、何ていうんですか、父親が帰ってきたようなそんな感動を覚えました。私にとって、今年、戦後76年たちましたけど、大きな出来事でございます。以上です。ありがとうございます。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長）ほかにないですか。

ほかにはないようでございます。

副知事のほうから何かございましたらどうぞ。

○武市副知事 どうもありがとうございました。

そういう意味では、副会長のお話がありましたが、私ども、いろいろやるべきことがまだ山積してるのかなというふうを考えております。また引き続き皆様と連携を取りながら

事業を前に進めていきたいと考えています。また、会長に冒頭にいただきました知事への言葉もきちんと伝えるようにしたいと考えております。

それでは、以上をもちまして本日の団体要望ヒアリング、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○一般財団法人東京都遺族連合会（宇田川会長） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

（Web会議形式により実施。一般社団法人全国介護事業者連盟東京都支部と接続）

○武市副知事 私どもの映像、音声、皆様のほうに届いておりますでしょうか。

○一般社団法人全国介護事業者連盟 はい、届いております。よろしくお願い申し上げます。

○武市副知事 それでは、これより全国介護事業者連盟東京都支部の皆様との予算要望ヒアリングを始めさせていただきます。

このヒアリングは、団体の皆様から直接ご意見をお伺いすることで、都民目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために実施をさせていただいているものでございます。

全国介護事業者連盟東京都支部の皆様におかれましては、日頃より東京都の施策にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、また、袴田支部長、斉藤理事長にご参加いただいております、どうもありがとうございます。

皆様には、持続可能な介護保険制度を確立するために日頃より介護現場からの視点による制度、政策へのご提言、情報発信を行うなど、ご尽力を頂いておりますことに敬意を表するものでございます。また、このコロナ禍の中で、それぞれ皆様の現場におかれましては、様々な工夫や努力を重ねながら事業を維持しているというふうに認識をしております。こちらにつきましても改めて感謝を申し上げるものでございます。私ども、長寿社会の実現というのは東京都の大きな政策課題の一つでございます。引き続き皆様からのご尽力を頂ければというふうに考えております。

本日は、限られた時間でもございますので、早速ご要望等よろしくお願い申し上げます。

○一般社団法人全国介護事業者連盟（袴田東京都支部長） では、私のほうから開始させていただきますたく存じます。一般社団法人全国介護事業者連盟東京都支部支部長を務めております袴田と申します。よろしくお願い申し上げます。

端的に私どもからの介護政策に対する要望事項ということで、私のほうからご説明申し上げます。

まず、私どもからの要望事項でございます東京都の介護政策立案における強みというものについては、昨年も触れさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

早速ですが、東京都の介護政策立案における当団体としての課題認識と要望事項というところを簡単に触れさせていただければと存じます。

まずは1つ目の課題として、東京都は日本一の地価であるので、全般的に土地、不動産



等の確保が困難だと認識をしております。それを踏まえて、特に経済的に制約のある高齢者施設というものが不足していると当団体においては認識をしております。こうした課題を踏まえて、今現状においては介護保険事業所というものは全国一律での設備基準となっておりますので、要件緩和自体が困難であるという認識は私どもも持ってはいるものの、介護保険法において広さの定義等、定められていない設備などに対して都独自の柔軟な解釈要件というものをご検討いただけないかというのが私どもの要望の1つでございます。

次の私どもからの要望事項としては、特別養護老人ホーム等の設備費制度審査要領の一部見直しのご検討を頂けないかという点でございます。

具体的には、ペーパーのほうにも記載をさせていただいたんですが、法人の負債総額の総資産の2分の1を超えていないことというのが補助協議の受付基準となっております。しかしながら、広域での事業展開等を行っている事業者においては負債額や負債割合というものが高いケースもございます。必ずしも額や負債の割合が財務の健全性を表しているとは限らないと私どもとしては認識をしております。広域の展開をしている事業者においては多くの運営ノウハウ、専門性の高い介護サービスというのが行われる介護事業者というのがたくさんあります。そういった認識を踏まえて事業収支、キャッシュフローなども踏まえてご検討いただくような形を取れないかといったところで、補助協議の受付基準の要件緩和といったところを要望として上げさせていただきました。

あと、もう一つございます。令和3年度の介護専用型有料老人ホームの施設整備補助要綱に記載のある各種補助というものについて、現状においては介護専用型向けのみという内容となっておりますが、今後の団塊の世代などを中心とする高齢化社会、超高齢化社会というものを踏まえると、多様な高齢者を受け入れる観点、高齢者の自立支援というものが今後の介護分野の大変重要なポイントになると、介護従事者としての私の認識をしております。その中で、混合型の有料老人ホームというものに対しても同様の補助制度の整備というものをご検討いただけないかというのが私どもの提言でございます。

2つ目の課題認識として、東京都においては日本一の経済圏でございます。その中で、多くの優良企業というものが存在し、雇用環境というものが整っている素地があることと存じます。その中で、結果として、介護業界においては働き手というものがサービス業全般の中でも特に不足して、介護分野の有効求人倍率というものは東京都においては全国トップレベルの水準になっているというのが課題認識の1つでございます。その課題認識の中、今後、将来を見据えたときに、ICTの機器ですとかそういうものの導入に関するもの、あとは、令和3年度においてはデジタル機器導入促進支援事業での支援策等、東京都には講じていただき大変感謝をしております。

まずはお礼を申し上げるとともに、今後の考え方として、今現状においては見守り支援機器等が特別養護老人ホーム、老健、そしてグループホームというのも対象としている部分を、プラスアルファの部分で、特定施設ですとかサービスつきの高齢者住宅などの居住系サービス、そういったところに対して拡大をするような補助のご検討というものがいた

だけないか、これが将来の人材不足というものに大きく寄与するものであると、当団体では要望事項として上げさせていただいております。

あと、もう一つございます。令和3年度の報酬改定において、L I F Eという新しい取組の本格的な運用がスタートいたしました。L I F Eのエビデンスに基づく科学的介護の実践というものは、私どもが従事している介護業界にとって最も重要なテーマであると考えております。その中で現状においては、私どもが取り組むに当たり、要介護の高齢者一人一人のお客様に対して膨大な定量情報のアセスメント、そしてデータ入力というものが求められております。そういったところが中小の介護事業者を中心にどういうふうに業務負担増というのを捉えて対応を進めていけばいいのか、理解がなかなか行き届いていないという背景がございます。そういったところを踏まえて、例えば東京都において研修機会をL I F Eに関する部分のご提供いただいたり、活用ですとかよい取組事例の共有、発信など、積極的なL I F Eの支援策というもののご検討を賜ればというのが当団体からの提言の1つでございます。

最後でございます。3つ目の課題認識として、核家族化というものが進行しているところに附帯して、地域コミュニティーなどの形成がますます困難となってきているのではないかと、そういった危惧を私どもは持っております。そういった中で、地域の支援体制の確立というものにますます問題というものがあるのではないかとというような認識もございません。そういった背景というものを踏まえて、現在も新型コロナの問題というのが私ども日本国を取り巻いておりますけれども、その感染症対策として今現在検討が進んでいる例えば3度目のワクチン接種、そういったものを在宅介護事業者なども含めた優先接種ができるルール整備等というのをご検討いただけないかというのが最後の要望事項でございます。

私ども介護事業者連盟東京都支部として、令和4年度予算編成における介護政策に対する要望事項として以上の項目を今回ご提案させていただいております。以上が当団体としての要望事項でございます。まずはご説明の機会を頂戴して、ありがとうございました。私のほうからは取り急ぎ以上でございます。

○武市副知事 どうもありがとうございます。大きく3点にわたりまして、それぞれの課題認識とそれを踏まえた要望事項を頂戴いたしました。

それでは、担当する副知事、局長のほうからご回答させていただきます。

○黒沼副知事 所管の副知事の黒沼でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私は、最後の3点目のご要望をいただきました3度目のワクチン接種に関しましてお話をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの3度目の追加接種につきましては、現在、国が詳細を検討しております。予防接種事業の事業主体はあくまでも区市町村でございますが、国が定める優先順位に従って接種券の発送方法などを決定するとともに、地域の実情に応じて接種体制を現在構築しているところでございます。都は、こうした区市町村の取組の支援を行うなど、広域での課題解決に向けて今後とも努めてまいります。

そのほかのご意見、ご要望等につきましては、福祉保健局長からお話をさせていただきます。

○福祉保健局長 福祉保健局長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私から其他のご要望についてお話をさせていただきます。

まず、1点目の施設設備の基準についてでございますが、これはご案内のとおり区市町村が指定権限を有する高齢者施設等の基準につきましては、厚生労働省令等に反しない範囲で区市町村が地域の状況に応じて定めることとされているところでございます。都といたしましては、区市町村から基準がどのように運営されているかについて助言を求められた場合に、関係法令等に基づきまして助言を適切にするよう努めてまいります。

続きまして、特養の施設整備費の補助制度の見直しについてでございます。

特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人には、施設を利用する高齢者への支援を確実に継続していただくために、安定した経営基盤が必要であると、このように認識しているところでございます。都といたしましては、社会福祉法人の選定に当たりまして、法人の財政状況の審査基準の一つといたしまして、負債金額が資産総額のおおむね2分の1を超えない範囲にとどまっていることを規定しているところでございます。

具体的な審査に当たりましては、会計の専門家を含みます法人審査会におきまして、一つ一つの案件ごとに組織運営や財政状況等の法人の適格性ですとか設置予定地の権利関係、資金計画等の事業の計画につきまして協議内容を審議いたしまして決定してまいります。引き続き区市町村とも連携して丁寧に対応させていただきたいと考えております。

続きまして、介護専用型有料老人ホームの補助要綱についてでございます。

都内の介護付有料老人ホームにつきましては、平成24年から令和3年までの10年間で480か所から741か所の約1.5倍に増加しているところでございまして、今後も増加が見込まれるところでございます。介護専用型有料老人ホームの設置促進事業につきましては、平成19年度に特別養護老人ホームの待機者解消を目的に創設されて、入所者の平均要介護度が3以上であることなど、補助条件を定めているところでございます。要介護度の高い高齢者の受皿を確保していくため、引き続き介護専用型有料老人ホームの設置促進を図ってまいります。

続きまして、ICT機器の活用で介護職員の負担軽減策のさらなる促進を図ることについてでございますが、都では、全ての介護施設・事業所を対象にいたしまして、見守り支援機器や移乗の介護機器、入浴支援機器など、次世代の介護機器を導入するための支援を実施しているところでございます。また、ソフトウェア、タブレット端末、ネットワーク機器等の整備の支援も実施しておりまして、令和2年度から特定施設も対象に加えているところでございます。引き続き介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に取り組んでまいります。

最後に、科学的介護情報システムに対する支援策でございます。

都では、科学的介護情報システムLIFEの活用等につきましては、介護サービスの利

ユーザー情報の登録をはじめましてヘルプデスクの案内や国通知のリンクなどをホームページに掲載するとともに、事業者への周知を図っているところでございます。また、本システムの活用につきましては、国が全国の好事例等を収集し、効果的なマニュアル等の作成を検討しているところでございます。今後も本システムの利活用について周知の徹底を図りまして、介護サービスの質的向上を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○武市副知事 頂いたご要望に対する東京都からのご回答は以上でございます。

そろそろ時間も参っておりますが、最後に皆様から何かございましたら一言どうぞお願いいたします。

○一般社団法人全国介護事業者連盟（斉藤理事長） 最後に一言だけ私のほうから。全国介護事業者連盟の理事長をしております斉藤正行と申します。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。また、常日頃は、我々介護事業者に対して様々な形での政策、そしてこの新型コロナの対応ということについては、今ようやく新規感染者が減少しておりますが、まだまだ予断を許さないような状況で、引き続き第六波を警戒しながら我々介護現場でも必死に感染拡大防止に努めていきたいというふうに思っておりますので、引き続きのご支援、ご連携をよろしくをお願いをしたいと思います。

また、本日ご提案させていただきました内容につきましても、丁寧なご回答をいただきましてありがとうございます。都と、そして市区町村、また、国との連携が大変重要だと思います。一方で、東京都は、やはり東京都ならではの特殊の事情や、また、先進的な取組ということで、国の考え方の中でも新しい考え方をぜひとも取り入れていただきたいということで、本日の要望内容を再度ご検討いただくことをお願いをしたいということで、私からのお礼と最後のお願いとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○一般社団法人全国介護事業者連盟（袴田東京都支部長） ありがとうございます。

○武市副知事 どうもありがとうございました。また引き続き東京都支部の皆様と連携を取らせていただきたい、このように考えております。

それでは、以上をもちまして本日のヒアリング、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○一般社団法人全国介護事業者連盟（袴田東京都支部長） どうもありがとうございました。

○一般社団法人全国介護事業者連盟（斉藤理事長） ありがとうございます。

（Web会議形式により実施。公益社団法人東京都看護協会と接続）

○武市副知事 東京都副知事の武市でございます。私どもの映像、音声、皆様のほうに届いておりますでしょうか。

○公益社団法人東京都看護協会 はい、届いております。

○武市副知事 どうもありがとうございます。

それでは、これより東京都看護協会の皆様との団体要望ヒアリングを始めさせていただきます。

協会の皆様におかれましては、日頃より東京都の施策にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。また、本日も山元会長をはじめ皆様方、ご参席いただきましてどうもありがとうございます。

もうこのヒアリング、改めて申し上げるまでもございませんが、団体の皆様から直接ご意見をお伺いいたしまして、都民の目線に立った政策立案、予算編成を行っていくために毎年実施をさせていただいているものでございます。看護協会の皆様方には、医療機関を訪問し感染管理のアドバイスなどを行っていただくなど、まさに新型コロナ対策の最前線で昼夜を問わず都民の生命、健康を守るために全力を尽くしていただいていること、改めて感謝を申し上げます。

また、地域医療の担い手であります看護師の確保、定着は非常に重要な課題であるというふうに考えております。医療現場、そして看護職の実態に精通した皆様から率直なご意見をいただければというふうに考えております。

それでは、時間も限られております。どうぞよろしく願いいたします。

○公益社団法人東京都看護協会（山元会長） それでは、始めさせていただきたいと思えます。私、東京都看護協会の山元でございます。本日は、東京都訪問介護ステーション協会と2団体で今日の予算要望について要望させていただきたいと思えます。

冒頭、初めに、昨日、報道でもありました旧大口病院点滴中毒事故につきましてのおわびをさせていただきたいと思えます。

元看護師の不正な医療行為によってお亡くなりになりました患者さんのご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。また、社会の皆様に対しても、看護職が関わったことに対する不安や恐怖を与えてることに対し深くおわび申し上げます。本当に人間として許されることではありません。看護職の資質以前の問題です。この事件、事故を看護師の一個人の問題とせず、看護職の倫理観、職場の環境、医療機関における看護業務の在り方、さらに分析を加え、看護職能団体として引き続きその改善に取り組んでまいりたいと存じております。

それでは、早速始めていきたいと思えます。

私ども都内で働く13万人の看護職がおります。それぞれの看護職が、今回、非常に新型コロナウイルス感染症と対峙して厳しい闘いが続いていたのが今回の現状でございます。それにつきまして、今後ポストコロナを見据えた対策を中心に、その実現を強く要望したいと思っております。

詳細の内容につきましては、私どもの事務局長から説明させていただきます。よろしく願います。

○公益社団法人東京都看護協会（黒川事務局長） それでは、私のほうから要望書につい

てのご説明をしたいと思います。

まず、1ページをめくっていただきます。大項目の1番として、ポストコロナを見据えた対策についてということでございます。この小項目が5つございます。時間の関係もございまして、かいつまんでご説明いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず、1つ目でございます。コロナ禍における看護職の処遇改善についてでございます。

看護職は、その職に対し常に高い使命感と倫理観を持ち日々の勤務を全うしているところでございます。しかしながら、一方では多くの方が離職しているということも現実でございます。コロナ禍におきまして看護職として誇りを持って働くことにふさわしい処遇あるいは手当が措置され、報われていると実感できる処遇を図っていただきたいと思います。あわせて、医療機関などに対する経営支援についても一層の充実を図っていただきたいと思います。

2つ目でございます。看護職に対する感染症対策教育の充実でございます。

今回200床未満の医療機関や介護関連施設などでは、新型コロナウイルス感染症への感染を制御する必要性が改めて確認されたところでございます。このため、感染対策など感染制御に関して専門性の高い教育を受けた看護師の養成を促進し配置を義務づけるなど、感染対策の一層の強化を図っていただきたいと思います。

3つ目でございます。感染症対策部署の保健師定数の増加と区市町村に所属する保健師への教育の充実でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、現在、保健所では体制が非常に逼迫していると、深刻化しているという状況でございます。政府は、昨年末、保健師を現在の1.5倍に増やせるような方針を固めたというふうに聞いております。都内の保健所におきましてもこの政府方針の下、感染症対策の保健師の定数の増加を確実に行われるように対応していただきたいと思います。また、区市町村に所属する行政保健師は感染症対策に直接的に対応していない場合や経験がないこともあるため、新たに感染症教育の充実を支援していただきたいと思います。

4つ目でございます。自殺対策の充実と従事する看護職の人材確保でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして自殺者は連続で増加していると、特に女性が増えるなど深刻な状況が続いてるところでございます。このため、自殺対策の充実とともに、自殺対策に従事する保健師や産業保健師など看護師の人材確保を図っていただきたいと思います。

5つ目でございます。妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を支える看護職への人材育成でございます。

新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛など社会環境の変化により、特に子育て中の親子が不安や悩みを深め、深刻化しています。都では、昨年、東京都子ども・子育て支援総合計画第2期を策定したと聞いております。こうした点を踏まえまして、地域における妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援や子供や家庭への支援を充実するため、子育て

て支援を支える看護職への人材の育成を図っていただきたいというふうに考えております。

大項目の2番でございます。看護職の確保と定着推進及び養成と教育についてでございます。5つの小項目がございます。

まず1つ目、看護基礎教育4年制化についてでございます。

医療の高度化など、今後、看護職はより広範で高い能力が求められ、また、役割も多様化しているところでございます。そうした中におきましても、2022年改正予定のカリキュラムでは修業年限は据え置かれたままというのが状況でございます。医療を支える看護職はより広く深い学びが欠かせません。修業年限の延長はもう必須であるというふうに考えております。都は、看護基礎教育4年制化を国に要望するとともに、特に都立大学や都立看護専門学校では先駆的に実施していただきたいというふうに考えております。

2つ目でございます。准看護師養成停止についてでございます。

准看護師制度での教育内容は、今日の医療に対応し、多職種と協働するなどの現状に対して不十分であると言わざるを得ません。安全な医療の確保の観点から准看護師養成を停止し、看護師への移行に力を入れるよう都として取り組むとともに、国へ働きかけていただきたいと考えております。

3つ目でございます。医療的ケア児を支援するための看護職などの配置と教育についてでございます。

本年、令和3年9月から施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律によりまして、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けることができるようサポート体制や教育の充実が図られることになりました。このため、保育所などの保育を行う施設、小・中・高等学校、特別支援学校などの学校及び放課後児童健全育成事業、これはいわゆる放課後の児童クラブ等でございますが、ここにおいて常勤の看護職を配置するとともに、看護教諭や保育士に対する教育の充実を図っていただきたいというふうに考えております。

4つ目でございます。潜在看護師活用の体制整備とプラチナナース活用に向けた支援でございます。

今回、新型コロナウイルス感染症関連の業務の必要性が高まった結果、潜在看護職を掘り起こし、その後、就業につながったケースが大量に見られました。今後も潜在看護師を活用できる体制を構築していただきたいというふうに考えます。また、経験豊富なプラチナナースの活用はこれからの時代に特に有用であるというふうに思います。引き続き就業継続について支援を図っていただきたいと考えています。

5つ目でございます。訪問看護提供体制の強化でございます。

全国では、2025年までに訪問看護人材は約12万人必要とされておりますが、現状の看護人材では約5万人にとどまっているところでございます。都では、訪問看護ステーションに対して様々な補助制度を設けていただいておりますが、訪問看護の人材確保、事業所支援を中心とした訪問看護提供体制の強化の施策化を一層推進していただきたいというふう

に考えております。

次に、大項目の3つ目、災害発生時の連携及び支援についてでございます。

小項目は2つございます。そのうちの1つでございます災害発生時の自治体や医療機関などと連携のための仕組みづくりに対する支援でございます。

大規模災害発生時には看護職も出勤できないケースが想定されます。その場合、参集可能な最寄りの自治体、救護施設などにおきまして救護活動がスムーズに行われるような新たな仕組みづくりを検討していただきたいと思っております。また、その際、災害の広域災害救急医療情報システムにつきまして、東京都看護協会としても活用できるように検討していただきたいというふうに考えます。

2つ目としては、災害支援ナース制度の確立のための支援と活用についてでございます。

看護協会では、災害支援ナースの制度がございます。2年ごとに更新研修を実施し、現在、当協会ではおよそ1,000人の看護職が登録されているところでございます。この災害支援ナース制度の有効活用のためには、都の施策との整合性や関係団体との協力や連携が必須であると考えます。このため、今後、都の助言あるいは資材の確保などについてのご支援をいただきたいというふうに考えております。

要望事項は以上でございます。

○武市副知事 どうもありがとうございます。大きく3つの分野につきまして合計12点のご要望をいただきました。

それでは、担当する副知事、局長のほうからご回答させていただきます。

○黒沼副知事 所管の副知事の黒沼でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、私のほうからは、ご要望の1の（1）コロナ禍における看護職の処遇改善についてお話をさせていただきます。

東京都は、病院に対しまして、病院に勤務をする医師や看護職員の勤務環境を改善し、離職の防止と定着を図る取組等に要する経費の支援をしてございます。新型コロナウイルス感染症流行下におきましては、コロナ患者の診察や治療に携わる医療従事者等の皆さんに対し、特殊勤務手当を支給する医療機関を支援をしてございます。また、医療従事者の待遇を向上させるため、令和3年1月8日以降、1日1人当たり3,000円の補助基準額を5,000円に引き上げたところでございます。引き続き感染状況等を踏まえまして新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対する支援を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、ご要望の2の（1）看護基礎教育4年制化についてでございます。

令和4年度から適用される新カリキュラムは、医療技術の高度化や療養の場の多様化に対応するため、現行の養成課程の枠組みを維持しつつ、看護基礎教育の充実を図ってございます。都立看護専門学校では、新カリキュラムに独自科目といたしまして地域特性と看護を取り入れまして、病院や施設、地域において都民の健康の担い手として活躍できる看護師を育成してまいります。また、東京都立大学におきましても新たに地域包括ケアを実践的に学ぶ科目を新設する予定でございまして、こうした取組により東京の医療ニーズに



対応できる看護師を養成してまいります。

続きまして、ご要望の2の（3）医療的ケア児を支援する看護職の配置と教育についてのご要望をいただきました。

東京都は、保育所等における看護師等の配置の経費、保育士の加配に要する経費及び保育士等が医療ケアを行うために必要な研修事項に係る経費等の支援を行ってございます。また、都教育委員会は、都独自の配置基準に基づきまして都立肢体不自由特別支援学校等に常勤看護師を配置しております。今後とも都立肢体不自由特別支援学校において常勤看護師による医療的ケア全般の管理の下、複数の非常勤看護師が教員等と連携しながら医療的ケアを実施できる体制を整備してまいります。

その他のご要望等につきましては、福祉保健局長からお話をさせていただきます。

○福祉保健局長 福祉保健局長の中村でございます。いつも大変お世話になっております。私のほうからも何点かお話をさせていただきます。

まず、1の（2）でございますが、看護職に対する感染症対策の教育の充実についてでございますが、東京都では、看護協会様に委託しておりますナースプラザにおきまして、中小規模の医療機関や介護施設における感染防止対策の強化に向けまして感染管理に関する研修を実施しているところでございます。新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして、感染症に関する専門的な知識を有する医療人材の役割が増大しているところでございますので、今後、感染管理の知識を持つ看護師等の養成について検討してまいります。

続きまして、1の（3）でございます保健師定数の増加と区市町村に所属する保健師の教育の充実についてでございますが、都では、感染症発生時の対応や予防の必要性を勘案いたしまして、都保健所の保健師の定数を令和3年度は11名増員しましたほか、都内保健所に対し市内から応援職員の配置やトレーサー班の配置などの取組を実施しているところでございます。今後も人材派遣等の活用等、保健所の体制整備に取り組んでまいります。

続きまして、1の（4）の自殺対策の充実と従事する看護職の人材確保についてでございますが、都では、職場全体で自殺対策を取り組む必要性等の理解促進を図るため、企業の経営者や人事担当者等に対する講演会を実施しているところでございます。また、区市町村が実施いたします自殺対策に係る人材育成等に要する経費を支援しているところでもございます。こうした取組に加えまして、今後、専門的な人材養成を行うことも検討しておりまして、引き続き自殺者数及び自殺死亡率の減少に向けた取組を進めてまいります。

1の（5）でございますが、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援についてでございます。

東京都ナースプラザにおきまして、就業援助や教育研修、普及啓発などで看護職員の確保に関する各種事業を行っているところでございますが、在宅で療養、療育の必要な児童に関する研修を実施するなど、人材の育成に努めているところでございます。また、とうきょうママパパ応援事業によりまして、区市町村が全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握して継続した支援が行えるよう、保健師等の配置や育児パッケージの配布を支援している

とでございます。引き続き看護協会様や区市町村の協力を得ながら、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を提供してまいります。

続きまして、2の（2）の准看護師養成についてでございますが、都では、令和4年度から適用されます保健師助産師看護師養成所指定規則の改正に従いまして、東京都看護師等養成所の運営に関する指導要領に定める准看護師教育の基本的考えに、保健医療福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養うこと等を新たに追記したところでございます。都といたしましては、指導要領にのっとりまして現状に合った教育となるよう支援、指導をしてまいります。

2の（4）の潜在看護師活用の体制整備とプラチナナース活用についての支援についてでございますが、東京都ナースプラザにおきまして、看護職員の確保に向けまして就業援助や教育研修、普及啓発などの各種事業を行っているところでございます。今年度からは、看護職員の定年後のキャリア継続を支援いたしますプラチナナース就業継続支援事業を開始したところでございます。今後とも看護職と求人施設のマッチングを図るとともに、プラチナナースの活用に向けまして取り組んでまいります。

続きまして、2の（5）の訪問看護提供体制の強化でございます。

訪問看護人材の確保、定着、育成に向けまして、都では、看護職、看護学生向けに訪問看護の重要性や魅力をPRする講演会、小規模な訪問看護ステーションの人材育成等を支援する教育ステーション事業、人材育成と安定した事業所運営を行える管理者等の育成のための研修など、様々な施策を展開しているところでございます。引き続き訪問看護サービスの安定的な供給体制の構築のため、訪問看護ステーションに対する支援に取り組んでまいります。

続きまして、3の災害発生時の連携支援についてでございます。

看護協会様とは、災害時の救護活動等についての協定書を締結させていただきまして、災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう、医療救護班の編成や応急救護に関する衛生材料の提供などにご協力いただくこととなっております。引き続き貴会とも連携させていただいて災害医療体制の確保を図ってまいります。

私からは以上でございます。

○武市副知事 東京都からの回答は以上でございます。

少し時間も過ぎてございますけれども、最後に皆様のほうから何かございますでしょうか。

○公益社団法人東京都看護協会 ご回答ありがとうございます。

先ほどの回答の中で、コロナ禍における看護職の処遇改善の中では、コロナの受入れ病院のみが非常にいろんな意味で処遇改善のところは目立っておりますが、実際にコロナを受け入れてない病院においても非常にコロナの影響において逼迫した状況になって、すごく手術が多かったり、救急をたくさん診なければいけなかったりしておりますので、全体の看護職の底上げという形でしっかりと処遇改善に向けて改善していただきたいというふ

うに思っておりますので、ぜひコロナだけなんていうことを言わないでいただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

また、基礎教育4年化に向けては、新カリでなっておりますけども、さらに、3年ではやはりかなり窮屈な授業をさせているということになっております、それ以上にオーバーしていますので。ですから、ぜひこれは都立の看護専門学校1校でもいいので、4年制に向けての歩みを少ししていただきたいなというふうに要望しております。ぜひよろしくお願い致します。

○武市副知事 どうもありがとうございました。また引き続き看護協会の皆さんとは連携を取らせていただきながら、都政にまたご協力いただければというふうに考えております。

それでは、以上をもちまして本日のヒアリング、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。